

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
5月22日  
(火曜日)

## 目次

### ○告示

- 平成三十年年度地籍調査事業計画（政策企画課）.....
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出（厚政課）.....
- 保安林指定の解除（下関市）（森林整備課）.....
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）.....



### 山口県告示第百九十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定による平成三十年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成三十年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市及び周南市

#### 二 調査地域

下関市彦島緑町、菊川町大字上大野、菊川町大字田部、豊田町大字大河内及び豊北町大字北宇賀  
宇部市大字小野及び大字船木

山口市宮野上、宮野下、秋穂東、小郡下郷、小郡尾崎町、小郡山手上町及び阿東生雲西分

萩市大字椿東及び大井

防府市大字奈美

下松市大字来巻、大字河内及び葉山二丁目

岩国市錦町宇佐郷

長門市俵山

美祢市豊田前町保々及び美東町大田

周南市大字湯野

#### 三 調査期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

### 山口県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

平成三十年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 在 地	休 止 年 月 日
		宇部市中村二丁目六番一〇号	平成三〇、三、三一
		岩国市車町二丁目一六番四八号	四、一〇

### 山口県告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

下関市長府満珠町一〇八（次の図に示す部分に限る。）、一〇八の一、一〇八の三

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成三十年五月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称  
満珠町(2)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地番	標柱番号
下関市	長府満珠町	四三三	一号
〃	長府満珠町	一〇八の二七	二号
〃	長府満珠町	一〇八の一	三号
〃	長府満珠新町	一〇八の二七	四号
〃	〃	一〇八の二七	五号
〃	〃	一〇八の二七	六号
〃	〃	一〇八の二七	七号
〃	〃	一〇八の二六	八号
〃	〃	一〇八の二六	九号
〃	〃	一〇八の二六	十号
〃	〃	五八七	十一号
〃	〃	五八七	十二号
〃	長府満珠町	四四〇の三	十三号
〃	〃	四三九の一	十四号

四三七の三

十五号